

議案第 3 4 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 1 条関係）」に改め、同表 1 2 の項中「月額 1 3 8, 0 0 0 円以内」を「月額 2 4 0, 0 0 0 円以内」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 2 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。